様式２（第３の６関係）

会　議　の　概　要

|  |  |
| --- | --- |
| １　会　　議　　名　　（審議会等名） | 宝塚市社会福祉審議会小委員会（令和５年度第３回） |
| ２　開　催　日　時 | 令和５年（2023年）10月11日（水）午後6時～午後8時 |
| ３　開　催　場　所 | 宝塚市役所　４階　3-3会議室 |
| ４　出　席　委　員 | 松岡克尚、井上聖、明石ともえ（臨時委員）今北さゆり、川口圭子、梅田幸子、志方龍、吉野真旨、朴信江、米岡秋徳、西口信幸 |
| ５　公開不可・一部不可　　の場合の理由 |  |
| ６　傍　聴　者　数 | ０人 |
| ７　公開の可否 |  ☑可　　　□不可　　　□一部不可 |
| ８　議題及び結果の概要 | （議事）（１）アンケート調査結果について（２）宝塚市障害福祉計画（第７期）・宝塚市障害児福祉計画（第３期）の素案の修正について（議事録）（１）アンケート調査結果について【会長】前回の小委員会では、アンケート調査結果の中間報告ということで資料をご用意していただきましたが、今回はアンケート調査結果がほぼ固まったということで改めて資料化していただきました。ボリュームのある資料ですので、全て丁寧に説明いただくというわけにはいきませんでしたが、事前に目を通していただいた範囲でお気づきの点、何か追加で説明してほしい等も含め、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。特に自由回答については、わざわざ回答してくださったということで、貴重なご意見として深く分析していかなければならないかと思いますが、資料の内容が大変ボリュームがあるので、いくつか対応できていない箇所もあり、委員の皆様も全て目を通していただけていないかと思います。この場でお気づきの点があればおっしゃっていただければと思いますが、来月社会福祉審議会も実施予定ですので、委員の方は本件の報告にあたってご意見いただくかたちでも結構です。いかがでしょうか。【委員】自由意見について、自由意見を回答いただいた方に対して市としての回答を示すといった対応は実施するのですか。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 【事務局】自由意見については、どのような意見があるのかについて分析を実施し、今後計画の運用・実施に向けた基礎資料として活用することを想定しています。匿名のアンケート調査であり、自由意見の回答者の特定も困難であるため、市や事務局から個々に回答を返すことは想定しておりません。【委員】回答者が特定できないということですが、自由意見に対して市としての何らかの回答を示さないと、次回以降のアンケート調査で「回答しても意味がない」と受け取られてしまう可能性があると思います。自由意見には切実な感情や思いが込められているので、自立支援協議会の部会で協議して、自由意見に対する回答を市のホームページに掲載するなどの対応はできないのでしょうか。【事務局】パブリックコメントでいただいたご意見については個別に回答を実施予定ですが、本アンケート調査の自由意見についてホームページに市の回答を記載するのは、技術的にも現時点では難しいと考えております。【委員】自由意見をそのまま掲載するのが難しい場合でも、似たような回答を集約し、文言を整えることで対応できないでしょうか。自由意見を回答していただいた方だけでなく、色々な人に知ってもらうきっかけになると思います。事務局だけでの対応が困難であれば、自立支援協議会の部会を活用して、頂いた自由意見に対してどのように回答すべきか協議し、現時点での行政の対応状況や実施状況を示すことが必要ではないでしょうか。【委員】自由意見を障碍種別で分類していますが、「就労」「まちづくり」「環境」など回答内容で分類することで、自由意見を集約し、問い合わせ窓口や担当部署をわかりやすく見出すことができるので、市の回答に近い形で、回答いただいた方にフィードバックができるのではないですか。【会長】時間が限られているのは承知の上で、可能な限り対応いただいて、自由意見で挙げられた意見は計画書に反映し、どの箇所にどの自由意見が反映されているか示すような対応も考えていただければと思います。【事務局】全ての自由意見に対する回答は困難ですが、自由意見をジャンル分けして掲載し、可能であれば市としてのコメントを付記する方向性で対応させていただきます。【会長】障碍者や障碍児の当事者だけでなく、家族や支援者のケア・サポートについての自由意見を多くいただいていると思います。『宝塚市障害福祉計画（第７期）』及び『宝塚市障害児福祉計画（第３期）』は主に当事者に向けたサービスに対する計画ではあるが、家族のサポートについてこれだけの意見が届けられているということは、何らかの形で受け止める必要があると思います。【委員】自由意見について、共感できる内容が多く感じ入るものがありましたが、計画のどこに反映されているのかが分かりませんでした。また、家族の支援についての記載を計画に盛り込んでいただきたい。20Pの「（５）相談支援体制の充実・強化等」［目標達成に向けた取組］では、「年々障碍のある人をとりまく状況は複雑化、多様化しており」とありますが、「障碍のある人及びその家族」と表記することで、家族支援をしてほしいと考えている方からすれば救われると思います。自由意見を踏まえて文章を追記することで、読み手に寄り添った表現にしてほしいです。【会長】『宝塚市障害福祉計画（第７期）』及び『宝塚市障害児福祉計画（第３期）』においては、既存のサービスの量を設定する計画という包含する範囲の限界があるので、やみくもに表現を追記すると、結果的に計画目標を達成できなくなってしまう可能性があります。一方で、自由意見によって浮き彫りになった課題については課題として追記し、市として課題について認識しているという表現を検討いただければと思います。【事務局】ご指摘いただいた家族支援については、重要な課題であると以前から認識しており、実際にどこまでサポートできているのかという点も含めて課題が多いと考えております。一方で、『宝塚市障害福祉計画（第７期）』及び『宝塚市障害児福祉計画（第３期）』においては、既存のサービスの量を設定する計画として位置付けており、『宝塚市障害者施策長期推進計画』において、幅広い障碍者政策を規定していることから、相談支援体制の強化についても項目として取り入れているので、家族支援についての記載はこちらで対応したいと思います。【会長】家族支援については、自由意見からもうかがえるということで、課題として明記する方向で事務局と検討させていただきたいと思います。また、長期計画の協議においては、改めて家族支援について議論いただければと思います。ただ、本アンケート調査結果は『宝塚市障害福祉計画（第７期）』及び『宝塚市障害児福祉計画（第３期）』策定に当たって実施したものであり、『宝塚市障害者施策長期推進計画』に流用できない点は留意いただければと思います。（２）宝塚市障害福祉計画（第７期）・宝塚市障害児福祉計画（第３期）の素案の修正について【委員】資料1 16P「強度行動障碍の支援ニーズの把握、支援体制の整備」について、ある程度の数値データや事例は把握されているのではないでしょうか。令和６年度を把握に充てるのは私としては遅く感じるので、早めていただきたい。また、把握した後どのような対応をとるのかイメージがつかめないので、ご説明いただきたい。【事務局】ご指摘の「強度行動障碍の支援ニーズの把握、支援体制の整備」は、今回初めて示されたものであり、支援体制の具体的な形や、めざすべきゴールの具体化が国から示されていない状況となっております。今までの業務の中で、支援ニーズの把握についても行っているものの、そのデータを活用した具体的な取組みについては固まっておりませんので、「把握」という目標には「具体的な取組みや体制の整備方針について検討する」という点も含んでいるものとご理解いただければと思います。【委員】強度行動障碍の方の家族に対する支援については以前から要望書等で挙げられており、「支援体制の整備」についてはそのような要望に対する対応という方向性で進めることはできないのでしょうか。【事務局】国としての支援体制の方向性が示されておりませんので、国の方針に沿った支援体制を見据えた対応が必要であると考えております。また、ご指摘の通りサービスを受けている方のニーズ等については把握している部分もありますが、サービスを利用していない方のニーズについても拾い上げていく必要があり、広い範囲でニーズ把握をしたうえで整備をめざしていくべきと考えているため、現時点で把握している要望だけで検討するべきではないと認識しております。【委員】介護と生活の両立が困難で、ヘルパー等のサービスも受けられないなど、困難な生活に直面している方の要望は市として把握されているはずではないでしょうか。また、支援体制の整備が充実した先進地の研究、先行事例で参考にしようと考えているものはあるのでしょうか。【事務局】強度行動障碍に対する支援体制整備については、国の方針を踏まえて検討したいと考えております。【委員】先程の意見は、ニーズを把握しているはずなのにまだ把握する必要があるのかということかと思います。また、一人一人のニーズを把握するという「点」での把握、どのようなシステムを構築すべきなのかという「面」での把握が必要であるとの意見であると思います。【会長】「把握」という表現には、強度行動障碍の対象者の人数だけでなく、どんなサービスを提供すべきなのか、どんな人材を何人確保しなければいけないのかといった国の方針を踏まえる必要があるので、その方向性の把握が含まれているとのことかと思います。また、計画の目標年次は前倒しで進めることができるのが望ましいという共通認識の下で、計画における目標年次より国や行政の対応が早ければ早めに対応するという認識でご理解いただければと思います。【委員】資料2『No.1「施設入所者の地域移行」の「目標達成に向けた取組」について』の指摘内容で、『地域で生活へのトライと、失敗してももう一度施設に戻れる様な往復の体制が整っていない中での検討が今後必要であるといった、前向きな書きぶりが必要』とありますが、『前向きな書きぶりが必要』という点については前回の小委員会で意見として述べたものの、『失敗しても～』という点は自身のとらえ方とは異なったものではないかと思います。計画（素案）の本文の表現に影響はないですが、考え方として重要な点かと思うので、再度確認いただきたいです。【会長】資料2はこの小委員会の内部資料であり、外部に示す資料ではないことと、計画（素案）の修正点については問題ないということでご理解いただければと思います。また、資料1の26P『「⑤重度障害者等包括支援」の「今後のサービスの見込みと確保策」』で、『共生型サービスの活用を促すことで』とあるますが、活用しようにも整備が不十分であると思います。『行政が共生型サービスを整備し、活用してもらう』といった表現が適切ではないでしょうか。『活用を促す』という表現では、「既に共生型サービスは十分に整備されているが、利用が少ない状況である」といった意図に受け取ってしまうので、「整備した状態で活用していただく」といったニュアンスの表現に修正するべきではありませんか。【事務局】「整備」という表現も検討しておりましたが、就労移行支援事業所と同様に、市として事業者に働きかけはできるものの、市が能動的に事業所を設置することは困難であるため、より包括的な表現として「活用」を採用しています。【会長】確かに行政が事業所の設置を強制することはできませんが、「活用を促す」という表現に強制の意味は含まれていないのではないでしょうか。【事務局】「促す」という表現には、利用者の方・事業者の双方に促すという意味合いで表記しております。【会長】共生型サービスについては、利用者に制度の活用を促し、事業者に事業所の整備を促すという理解でしょうか。【事務局】市内には共生型サービス事業所が8箇所しかなく、今後増やすべきと考えております。まず事業者に共生型サービスの導入を促し、共生型サービスの対応事業所が拡大することによって、利用者にも共生型サービスを活用していただくという両方の側面が必要であると考えております。【会長】文章の主語は「障碍者」であり、障碍者の利用を促進するという意味にしか認識できないのではないですか。【事務局】冒頭では主語を事業者・利用者と明記しないことで双方に活用を促し、その後障碍者が65歳になっても同一事業所の継続利用ができるようにしていくといった意味合いで記載しておりました。誤解を招く表現であるので、冒頭に「利用者の方、事業者の方に対して」等を追記し、主体が明確になるよう表現を検討させていただければと思います。【委員】資料1 14Pの図について、横向きのページにはできないということは理解しました。ただ、掲載している図の画質が悪いので、修正できないのでしょうか。【事務局】現行計画策定時に使用したもので、特に取り巻く状況に変化がないため、本計画でも同一の図を掲載しようとしています。厚生労働省がホームページや主幹課長会議等で示す資料から抜粋しているため、できるだけ解像度の高い画像を用意できないか検討させていただきます。【委員】資料1 52Pの「市の子ども発達支援センター」という修正について、「市の」ではどこの市か分からず不十分なので、「宝塚市立の」が適切なのではないでしょうか。また、資料1 52Pの『（１）障碍児支援の提供体制の整備等の「目標達成に向けた取組」』で、『包容（インクルージョン）の推進等、障碍のある児童やその家族への支援体制の強化を図っていきます』とありますが、既に10年以上前から文部科学省を含めた取り組みとして主幹課長会議や社会福祉審議会でも扱っている内容であり、もう課題は認識していると考えています。したがって、もう少し早く進められるようお願いしたい。加えて、53Pで様々な専門用語が記載されているが、一般的にわかりにくい表現が多いので、空いた紙面で注記を示せないでしょうか。例えば、「医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーター」は、どのような資格が必要で、どのような調整を行うのかといった説明を記載いただきたいと思います。また、資料1 14Pの図については私もメガネがないと判別できません。判別できない図では意味がないので、横向きのページにしてでも読めるようにすべきではないでしょうか。【事務局】子ども発達支援センターの表記については、「本市の」といった表記に修正したいと思います。医療的ケア児のコーディネーター等の注記についても追記対応したいと考えております。【会長】資料1 14Pの図についてはご指摘の通りかと思います。図を大きくするため蛇腹折りのページを挿入するなどの対応も検討しておりましたが、肢体不自由の方向けのページめくり器で対応できなくなるなど、懸念点も多く、ＵＲＬやＱＲコードの掲載についても、ＵＲＬが長大で手入力が困難などの問題が懸念されるので、さしあたり現行のまま掲載し、対応方法の検討を進めております。【委員】図の原本は厚生労働省のホームページで確認したことがあります。どうすればきれいな図として掲載できるか調べてみるので、判明したらお伝えしたいと思います。IT技術も活用して対応できるようにすべき問題かと思うので、調査したいと思います。【委員】この図は現行計画でも使用されていたかと思うのですが、その際は倍の大きさではありませんでしたか。【事務局】現行計画と同程度のサイズで掲載しております。恐らく別の協議資料として、大きく印刷した資料を見られたのではないかと思います。【委員】厚生労働省の資料をそのまま使用するのではなく、自分たちで必要な図を作成してはいかがでしょうか。宝塚市独自の図を作って掲載すべきではないですか。【委員】インターネットで調べると、貝塚市や足立区、宗像市等で市区町村ごとのオリジナルの図を作成しています。内容も、相談支援や委託など同様の表現が重複しているので、もう少しコンパクトな図にできるよう集約して、デザイン面でもわかりやすい図を作成できないでしょうか。【会長】図のデザインについては事務局で対応可能であれば変更したいと思います。また、インクルーシブ教育の体制構築を前倒しできないかという指摘について、先程の強度行動障碍に対する支援については早急な対応が必要であるものの、国の指針が曖昧な現状では把握に努める必要があるといった共通認識ができたと思います。一方で、インクルーシブ教育の考え方は様々であり、早期にコンセンサスをとるのは困難ではないかと思います。むしろ、軽率に動くことで、コンセンサスを得られないまま失敗すると、再度の実施は一層難しくなることが危惧されるため、インクルーシブ教育については時間をかけて検討したいと考えております。【委員】インクルーシブ教育には色々な見方があるため、市民フォーラム等のイベントを通して意見を募り、インクルーシブ教育のイメージをはっきりと構築するために２年かかるということは理解できます。ただ、なぜ２年かかるのかという疑問に対して、そのようなプロセスが必要で２年の期間を設けているといった背景を補足として追記することはできないでしょうか。【会長】２年という期間を短いととるか長いととるかは人によって異なるかと思います。インクルーシブ教育も同様に、「特別支援学校は必要である」という考えも、「外国と同じく、誰もが普通の学校で学べるのが理想である」という考えもあると思います。【事務局】子ども発達支援センターでも、インクルーシブ教育というキーワードについては以前から検討しておりますが、人それぞれにイメージの異なるインクルーシブ教育に対して、発達支援センターとしての立場においては地域への参加・包容をどのようなあり方でとらえるべきかという点について、検討が必要であると考えております。前回の小委員会でも意見があったように、人材や予算に限りがある中で、子ども発達支援センターを中心に宝塚市全体でインクルーシブ教育のあり方を考えていくべきと認識しております。【会長】インクルーシブ教育のあり方検討については、現実的に超えるべきハードルが多いように思われるので、本計画では２年の検討を踏まえてイメージの構築に取り組むという理解で考えていただきたいと思います。時間も差し迫っているので、もし追加で気づいた点があれば、事務局あてにご意見いただければ、事務局と協議の上で社会福祉審議会の場でご報告させていただきたいと思います。委員の方におかれましては、社会福祉審議会でもご意見いただければと思います。これで用意していただいた協議事項は終わりということですが、その他ということで連絡事項等、事務局からありますでしょうか。【事務局】今後の流れですが、今回協議いただいた計画素案を市の都市計画会議にかけまして、パブリックコメントを出していくという方向性で進めてまいります。おそらく12月の中頃から1ヶ月程度でパブリックコメントを募らせていただくというように考えております。次回の審議会予定について、小委員会は今年度予定しているものはすべて終了となります。次回11/8（水）に予定しております社会福祉審議会は全体会となりますので、宝塚市障害福祉計画（第７期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第３期計画）だけでなく、障碍福祉課で所管している宝塚市第５次障碍者施策長期推進計画についての協議や、地域福祉課の宝塚市地域福祉計画（第３期）の協議も含めた議題を予定しております。【会長】皆様のご意見は社会福祉審議会の開催前にいただく必要があるかと思いますが、いつ頃までにいただくことにしましょうか。【事務局】会長との調整会議等も予定しておりますので、今週中の10/13（金）までにいただければと思います。【委員】社会福祉審議会は何時ごろに開催予定ですか。【事務局】日程は11/8（水）ですが、開催時間については未定となっております。地域福祉課からの連絡になりますが、開催時間の調整等させていただきまして、具体的な案内をお送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。提示予定の資料につきましては、パブリックコメント関係のものとなります。パブリックコメントの案内や記入用紙、計画の概要版を作成し、ご提示させていただく予定です。また、10/6（金）に自立支援協議会の定例会で、現在の計画の進捗について報告して参りました。11/22（日）の自立支援協議会全体会を開催予定ですので、そちらでも計画の進捗について報告予定です。また、各専門部会でも計画素案を提出させていただき、自立支援協議会からも各種の意見を頂戴していきたいと考えております。【会長】ありがとうございました。自立支援協議会でもぜひこの件について取り上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。以上 |